

### 1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置づけられています。

高槻市では、平成18(2006)年4月に、高槻市男女共同参画推進条例を施行し、平成24(2012)年度を目標年度とする「たかつき男女共同参画プラン」(平成19(2007)年12月改訂)に基づき、各種の取組を進めてきました。

しかし、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、男女の地位の不平等感や固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

そのため、近年の社会動向の変化や国の法制度の改正及び平成22(2010)年度に実施した「高槻市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)の結果等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため「高槻市男女共同参画計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めています。

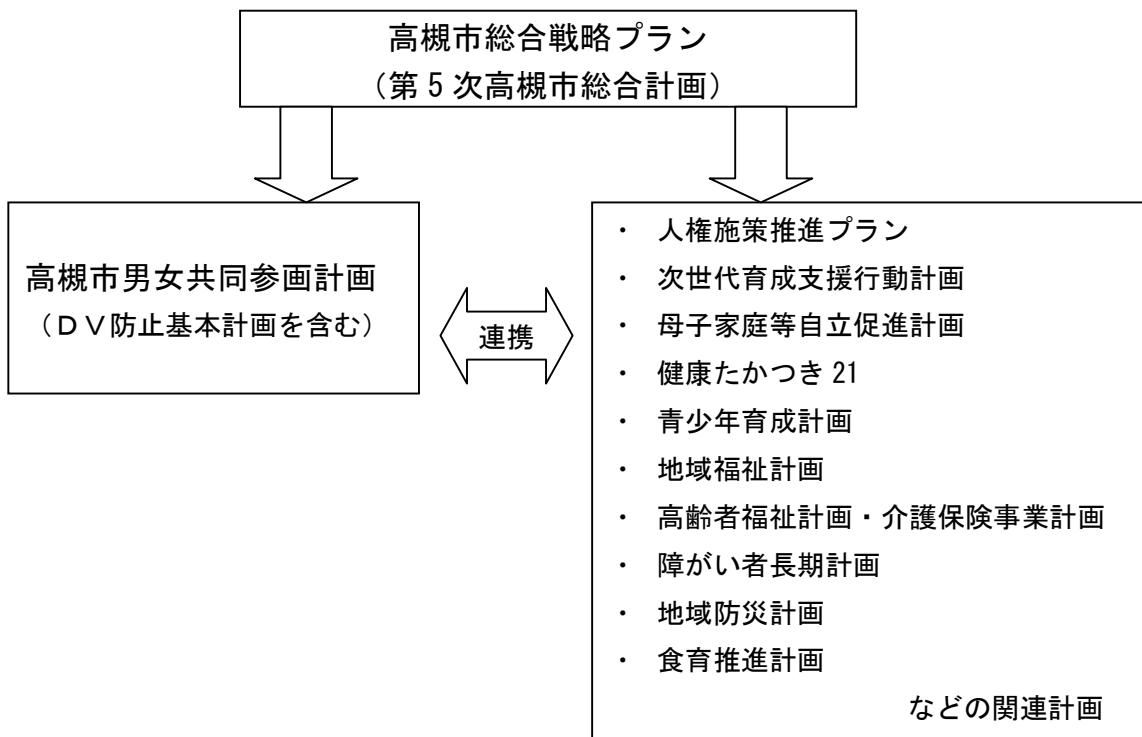
策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2011~2015)」を勘案しつつ、「改訂 たかつき男女共同参画プラン」の達成状況・進捗状況を参考にしています。

なお、本計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「高槻市男女共同参画推進条例」第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、「改訂 たかつき男女共同参画プラン」の成果を引き継ぐものです。

(2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。

(3) 本計画は、「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連していることから、実施にあたっては、それらの計画と連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。



### 3 計画の構成

本計画は3部で構成し、第1部「計画の考え方」で策定の趣旨などを表し、計画の基本理念及び基本的視点を示すとともに、計画策定の背景について記述しています。

第2部「計画の基本目標」では、取り組むべき3つの基本目標と8つの取組方針を掲げています。また、これらの取組方針に対する具体的な施策を記述しています。

第3部「計画の推進」では、本計画を総合的、長期的かつ計画的に推進するための体制と進行管理について記述しています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度を初年度とし、平成34(2022)年度までの10年間とし、長期的な視点に立ち、継続的に取り組みます。

なお、社会経済情勢の変化に対応するため、平成29(2017)年度に中間見直しを行うこととします。

### 1 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊重（第13条）及び法の下の平等（第14条）をうたうとともに、家族に関する事項については、法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定されなければならない（第24条第2項）としています。

また、「男女共同参画社会基本法」は男女の人権の尊重（第3条）、社会における制度又は慣習についての配慮（第4条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）、国際的協調（第7条）を基本理念として掲げています。

本計画は、これらの理念と「高槻市男女共同参画推進条例」及び「改訂 たかつき男女共同参画プラン」からの継続性に基づき、男女の実質的平等を目指して、前計画で掲げた基本理念を継承します。

#### ■基本理念■

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

### 2 計画の基本的視点

男女共同参画社会を実現するため、上記の基本理念に立脚し、次の5つの基本的視点に立ち、積極的に施策を推進します。

#### （1）固定的な性別役割分担意識の解消

社会通念、慣習、しきたりなどの中に根強く残る固定的な性別役割分担意識が、社会のあらゆる分野への女性と男性の共同参画を阻害しています。

男女共同参画社会を形成するため、社会的性別（ジェンダー）の視点（※）から社会の制度や慣習を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることが重要です。

#### (※) 社会的性別（ジェンダー）の視点

「生物学的性別（セックス／sex）」に対して、その国・地域、時代によって社会的に作り上げられた性差を「社会的性別（ジェンダー／gender）」という。

言語、服装、労働、経済、政治等日常生活のあらゆる面にわたって、「男は男らしく、女は女らしく」と求められる結果、個人の自由な生活を制約し、性差別、性別による固定的役割分担意識、偏見等につながっている場合がある。

「社会的性別（ジェンダー）の視点」とは、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくるために、性別による固定的役割分担意識を助長していないか、不必要に男女で区別していないかなど、社会的性別（ジェンダー）を意識して物事をとらえていこうとするこ

と。

### （2）価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

固定的な性別役割分担意識の解消は、人々の多様性を認めることにつながります。

個人の性格や好み、価値観は、旧来の男らしさや女らしさの範疇にくくられるものではなく、結婚や出産、働き方やセクシュアリティ（※）等、ライフスタイルの面においても多様化が進んでいます。

お互いの違いが差別や不利益の理由になってはならないことから価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合うことが大切です。

#### (※) セクシュアリティ（sexuality）

その人の性のあり方全体をいう言葉。広い意味では、性的な指向や性的なものに関わる行動、傾向などを指す。

### （3）女性のエンパワーメント（※）の促進

女性と男性が共に社会を築いていくためには、女性が自らの意識や能力を向上させ、政治的、経済的、社会的、文化的な面で自己決定力を身に付けることが不可欠です。

このため、女性のエンパワーメントを促進することが必要です。

#### (※) エンパワーメント（empowerment）

個々人が本来持っている力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

### （4）パートナーシップの推進

男女共同参画社会の基本は、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、誰もが対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できることです。また、この社会の形成のため、施策を推進するにあたっては、行政や市民、事業者、関係団体・N P Oそして大学等が連携し、協働していく対等なパートナーシップの形成を推進していくことが大切です。

## (5) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（※）。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現を阻む要因の一つです。

このため、若年層をはじめとした市民へのDV防止のための啓発の強化や男女共同参画意識の浸透に努め、性別による固定的な役割分担意識などの解消を図り、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が重要です。

（※）ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。その中でも交際相手からの暴力を「デートDV」と呼んでいる。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれるが、恋人や交際相手は含まれない。

## 1 世界の動き

国連は、昭和 50(1975)年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の 3 つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54(1979)年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

また、平成 5(1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 6(1994)年の「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」（※）の考え方を女性の人権として国際的に初めて打ち出した行動計画を採択しました。

平成 7(1995)年北京での「第 4 回世界女性会議」では、男女平等の実現に向けて、「あらゆる政策にジェンダーの視点」を持つことや「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成 12(2000)年ニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力の防止に関する多くの取組が提案されました。

平成 17(2005)年の「第 49 回国際婦人の地位委員会（北京+10）」及び平成 22(2010)年の「第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）では、男女平等に関する達成事項を確認するとともに、女性の自立と地位向上に向けた取組をより一層推進していくことが確認されました。

なお、平成 21(2009)年には、女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、男女ともに婚姻適齢を 18 歳に設定することや女性のみに課せられている 6 カ月の再婚禁止期間の廃止、及び選択的夫婦別氏制度の採用などに関する国内法の規定を整備することが指摘されています。

(※) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

(reproductive health / rights)

個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権や健康を保障する考え方で、すべての人々の基本的人権として位置づける理念であり、特に、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

## 2 国の動き

わが国においても、世界の動きと軌を一にして男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60(1985)年の女子差別撤廃条約の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等、法制度の整備が大きく進展しました。

平成 8(1996)年には、「第 4 回世界女性会議」の成果を国内的に実現するため、新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

平成 12(2000)年には、同基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 17(2005)年には、第 1 次計画期間中の取組を評価・総括して「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が策定されました。

平成 12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 16(2004)年及び平成 20(2008)年に「改正DV防止法」が施行)」が成立し、女性に対する暴力の防止に向けて法整備が行われました。

平成 15(2003)年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。平成 19(2007)年 4 月には「改正男女雇用機会均等法」が施行され、間接差別(※)の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定等が盛り込まれました。

平成 21(2009)年の国連の女子差別撤廃委員会からの最終見解を受け、平成 22(2010)年 12 月には、男女共同参画社会の形成を一層、加速させるための実効性のあるアクションプランとして、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (※) 間接差別

合理的な理由がないにもかかわらず雇用の現場において、①身長・体重・体力を募集・採用の要件にする、②総合職の募集・採用で全国転勤を要件にする、③昇進の際に転勤経験を要件にするなど、実質的・結果的に女性を排除することになるようなものを「間接差別」という。

### 3 府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大坂府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」、平成 9(1997)年に「新 女と男のジャンプ・プラン」、さらに平成 13(2001)年 7 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき平成 22(2010)年を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成 18(2006)年改訂)を策定しました。

また、平成 14(2002)年 4 月には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成 17(2005)年 11 月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(平成 21(2009)年 5 月、平成 24 年 3 月改定)を策定しました。

平成 23(2011)年 5 月には、社会状況の変化やこれまでに実施してきた施策に基づき、「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を策定し、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

### 4 高槻市の取組

本市においても、世界や国内の動きに対応して着実に取組を進めてきました。

昭和 58(1983)年には第 1 次行動計画として「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を、また、平成 5(1993)年には平成 14(2002)年度までを計画年度とする第 2 次行動計画として「あらゆる分野への男女共同参画をめざす たかつき女性プラン」を策定し、施策の推進に努めてきました。

平成 8(1996)年 6 月には男女共同参画推進のための学習と活動の拠点として、女性センター(平成 18(2006)年 4 月に男女共同参画センターに改称)を開設し、この男女共同参画センターを利用して活動に取り組む団体やグループに対する様々な支援活動を行っています。

平成 9(1997)年 5 月には、計画を総合的かつ、効果的に推進するため、市長を本部長とする高槻市男女共同参画推進本部を設置し、さらに、平成 13(2001)年 7 月には、男女共同参画に関する総合的施策等を調査・審議する常設の機関として、高槻市男女共同参画審議会を設置しました。

平成 15(2003)年 3 月に第 3 次行動計画となる「たかつき男女共同参画プラン」を策定し、平成 18(2006)年 4 月に、男女共同参画社会を形成するための共通認識としての基本理念や、市・市民等の責務などを明らかにした「高槻市男女共同参画推進条例」を施行するととも

に、「高槻市男女共同参画施策等苦情処理制度」を新設しました。

同プランの中間年である平成 19(2007)年度には、社会状況の変化等を考慮して見直しを行うとともに、新たに「施策の指標」を取り入れ「改訂 たかつき男女共同参画プラン」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

そしてこれまで、「高槻市男女共同参画条例」及び前計画に基づき、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

また、本計画の策定にあたっての基礎資料とするため、平成 22(2010)年 12 月には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施するとともに、平成 23(2011)年 2 月には、データ DV 等の啓発方法の充実に向けて、中学 2 年生を対象とした「男女共同参画に関する中学生アンケート」(以下「中学生アンケート」という。)を実施しました。

## 5 男女共同参画に関する高槻市の現状

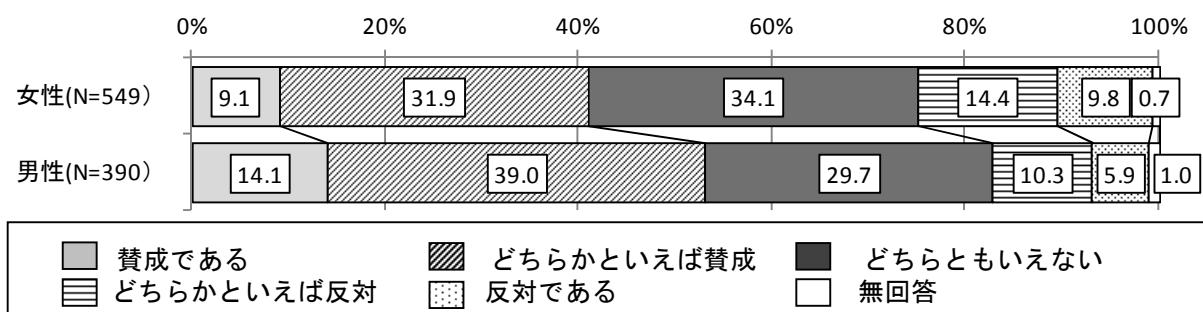
市民意識調査及び中学生アンケートの結果からみた本市の男女共同参画の現状は次のとおりです。

調査名	市民意識調査	中学生アンケート
実施日	平成 22 (2010) 年 12 月	平成 23 (2011) 年 2 月
対 象	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人	市内公立各中学校 2 年生 1 クラス (全 18 校)
調査方法	郵送による配布・回収	教室で配布し、回収
回収率等	48.1%	回収数 602 件

### (1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

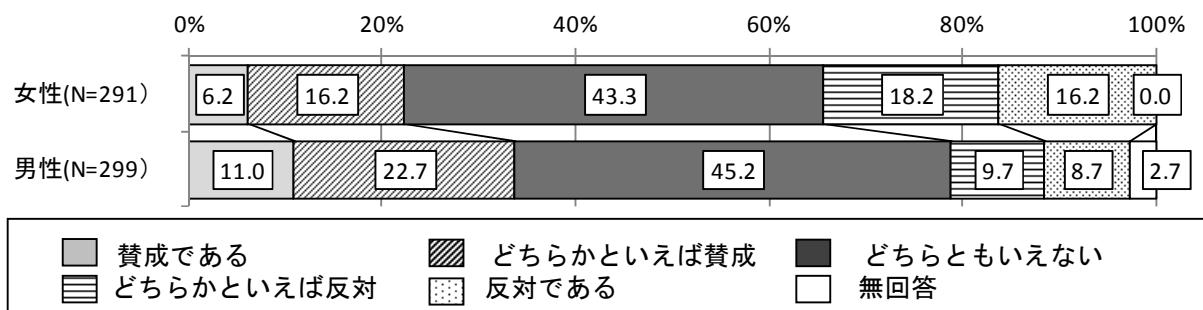
#### ○市民意識調査より

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「賛成である」「どちらかといえば賛成である」を合わせた『賛成』と回答した人は、「反対である」「どちらかといえば反対である」を合わせた『反対』と回答した人よりも多くなっています。また、性別で見ると、男性の方が女性よりも『賛成』している人が多くなっています。



#### ○中学生アンケートより

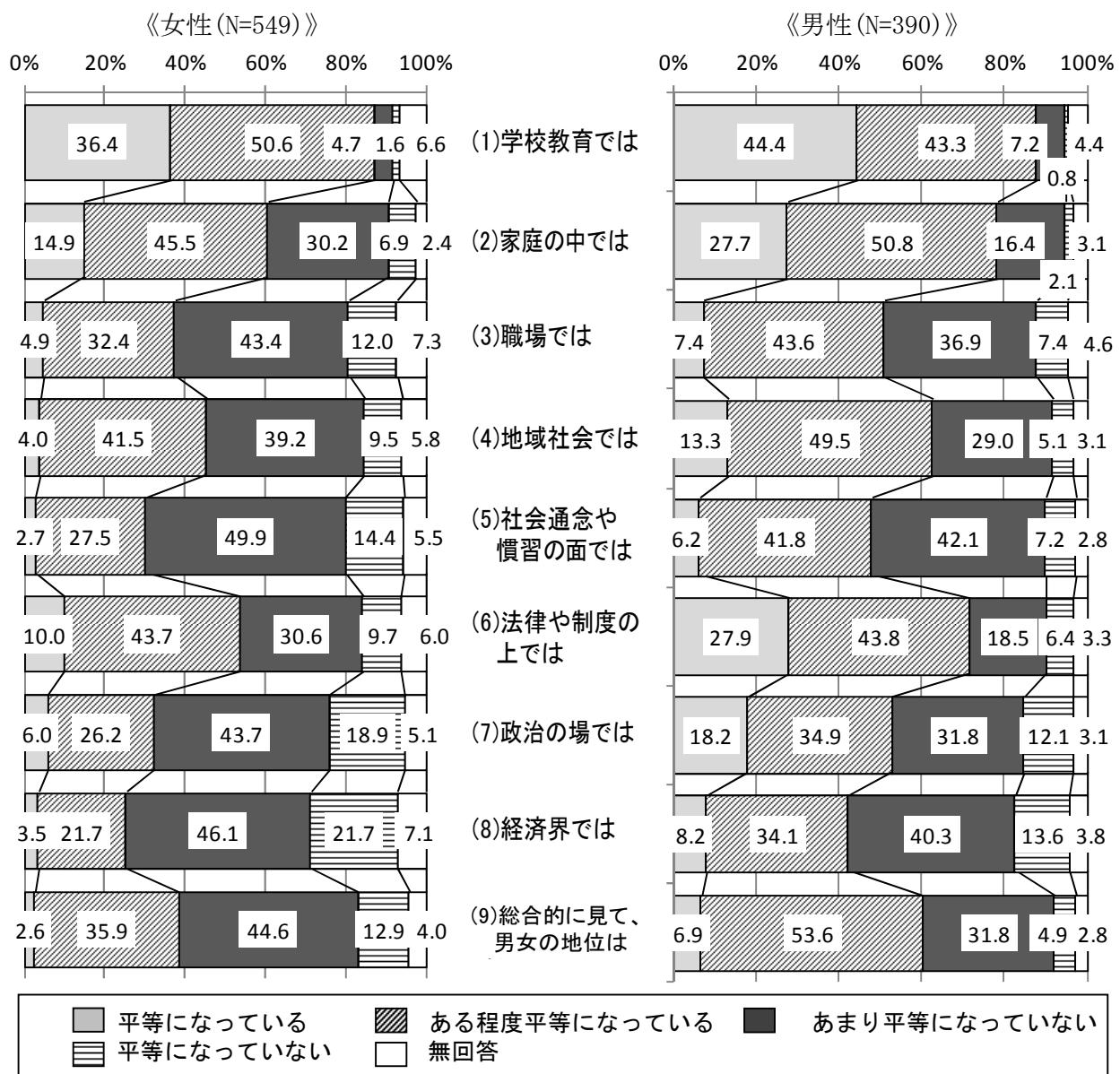
「男は仕事、女は家庭」という考え方では、「どちらともいえない」が最も多く、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』と「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた『反対』はほぼ同じ割合となっています。また性別で見ると男性のほうが女性よりも『賛成』している人が多くなっています。



## (2) 男女の平等観

### ○市民意識調査より

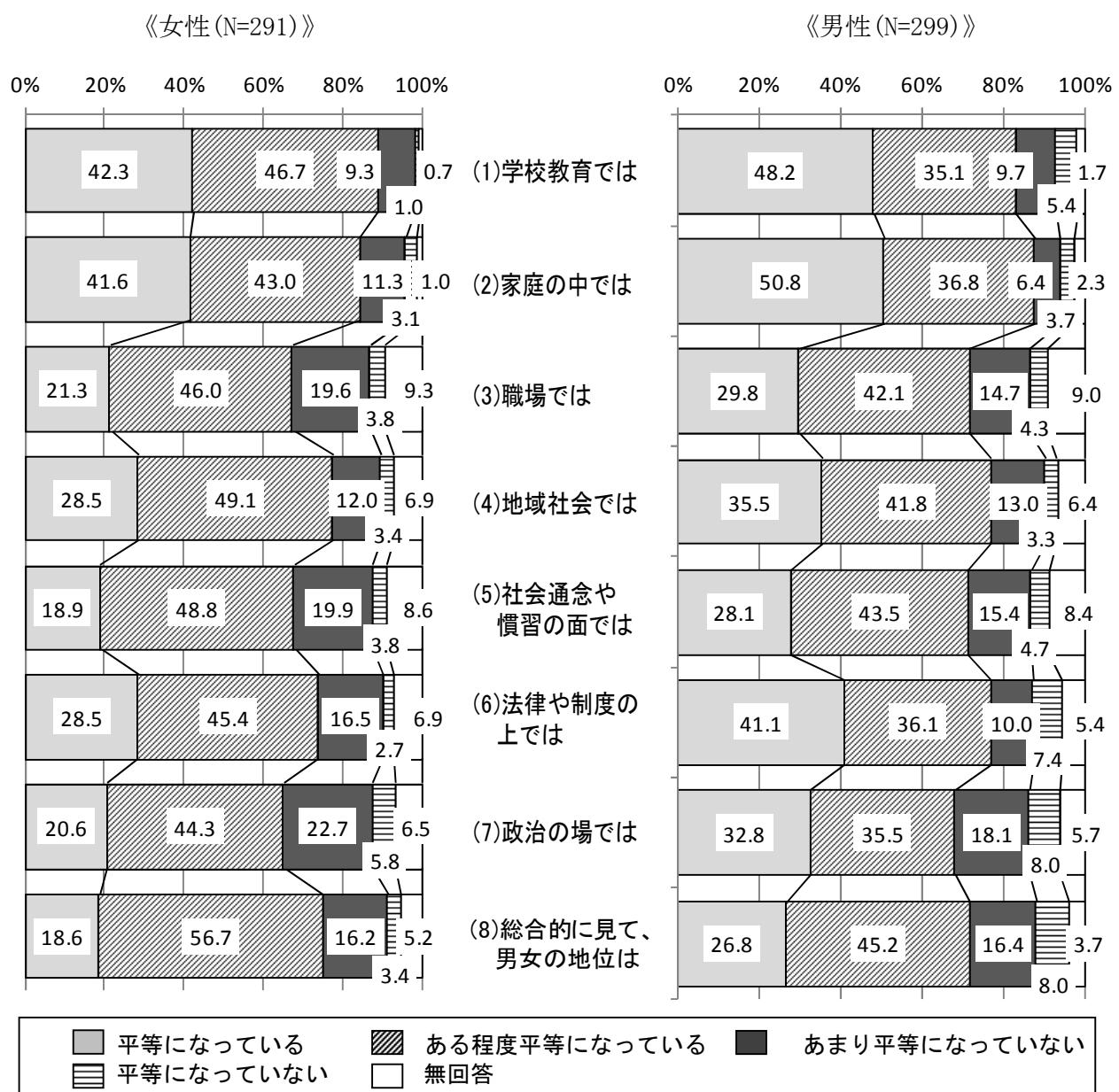
各分野の男女の地位の平等観について見ると、「職場」「社会通念や慣習の面」「政治の場」「経済界」といった分野で不平等を感じている人が多くなっています。また、「家庭の中」では、平等だと感じている割合は男性のほうが高くなっています。



### ○中学生アンケートより

各分野の男女の地位の平等観について見ると、「政治の場」「総合的に見て、男女の地位」「法律や制度の上」といった分野で不平等を感じている人が多くなっています。

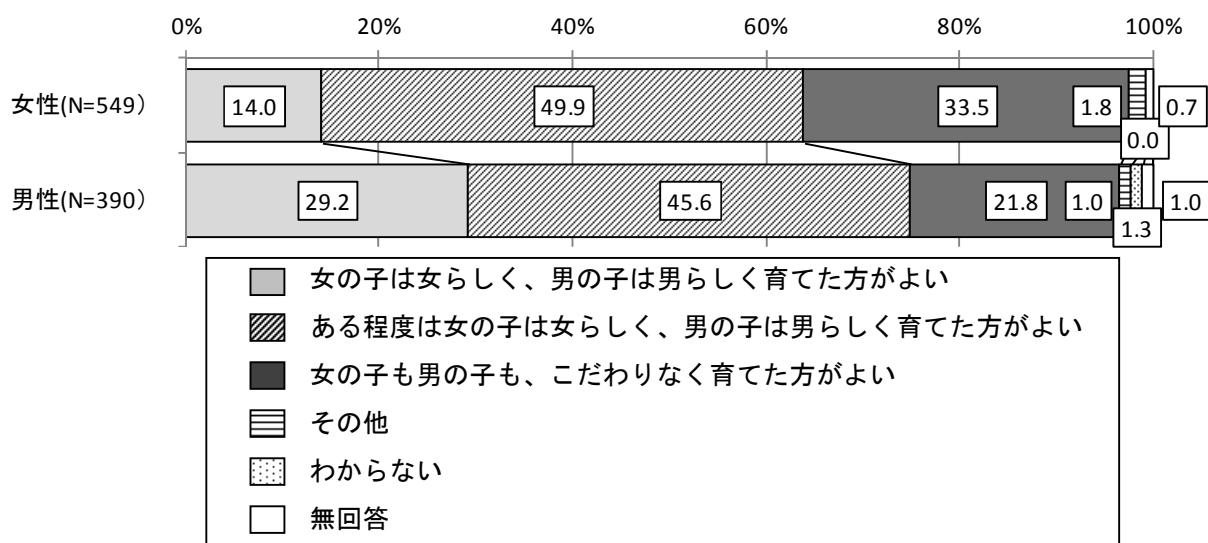
性別でみると、いずれの項目においても、女性よりも男性の方が「平等になっている」と回答した人が多くなっています。



### (3) 希望する子どもの育て方

#### ○市民意識調査より

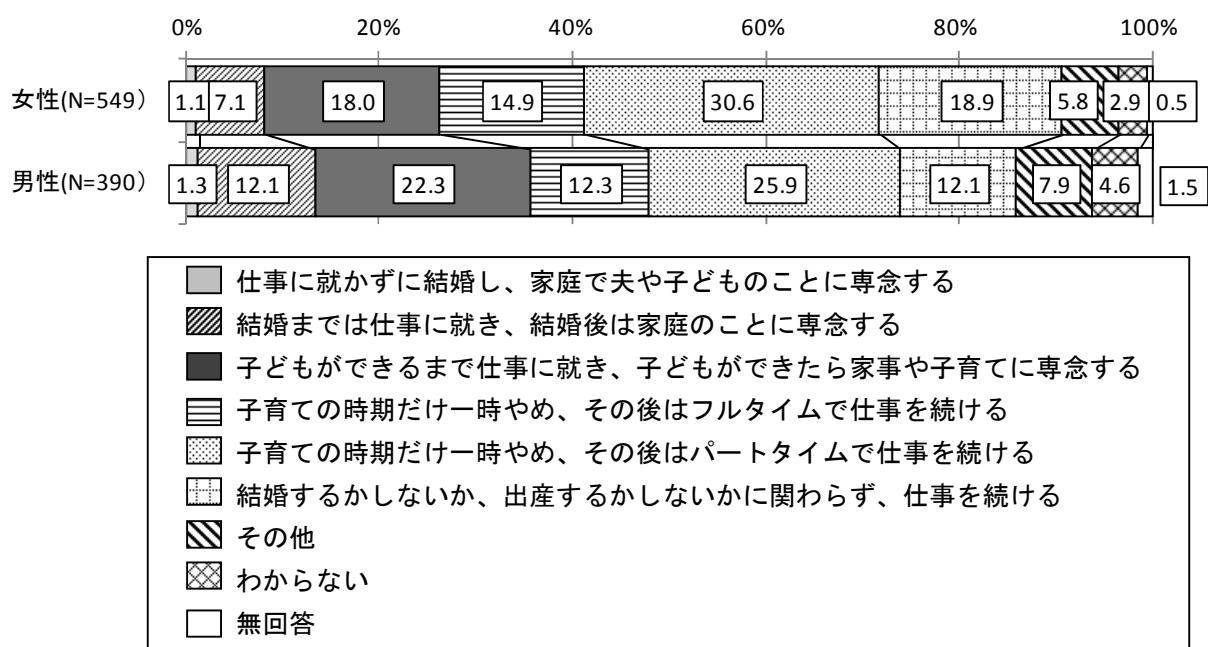
希望する子どもの育て方については、「ある程度は女の子は女らしく、男の子は男らしく育てた方がよい」と回答した人が男女ともに多く、女性よりも男性の方が「女の子は女らしく、男の子は男らしく」と回答した人が多くなっています。



### (4) 女性が仕事に就くことについての考え方

#### ○市民意識調査より

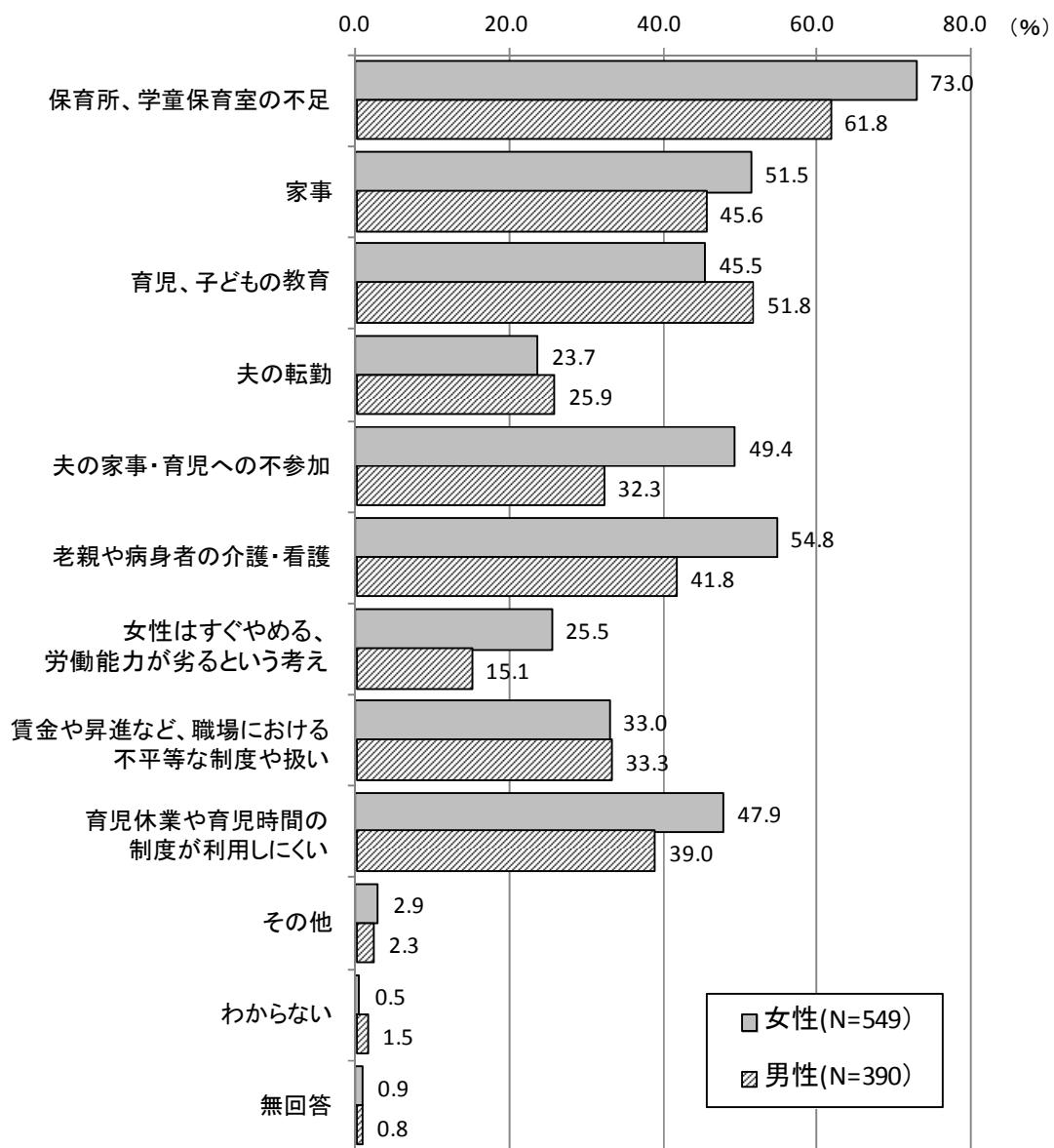
女性が仕事に就くことについては、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」と回答した人が男女ともに多く、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」は女性の方が多くなっています。



## (5) 女性が働き続ける場合に困難だと思うこと

### ○市民意識調査より

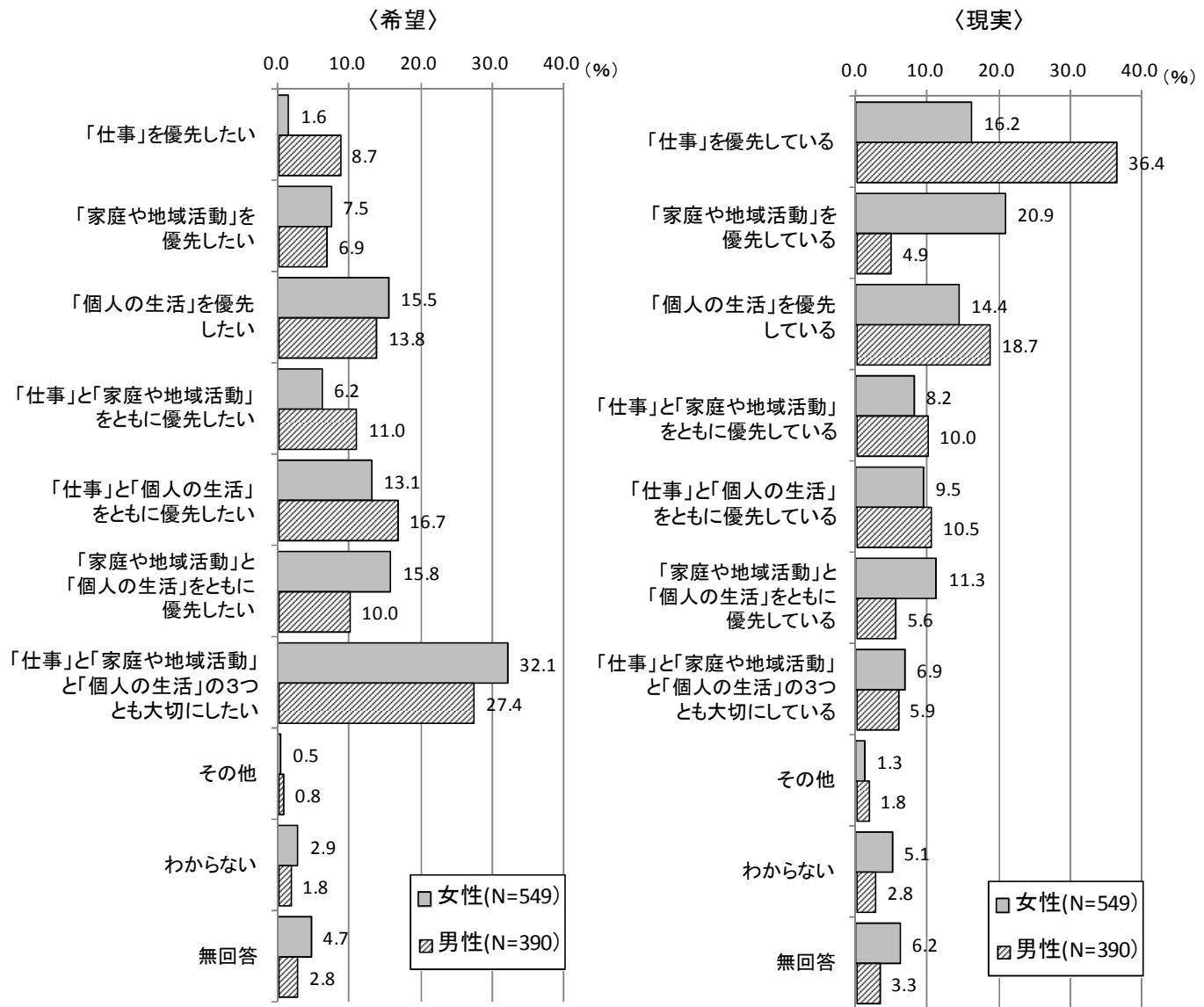
女性が働き続ける場合に困難だと思うことについては、女性では、「保育所、学童保育室の不足」「老親や病身者の介護・看護」「家事」となっており、男性では、「保育所、学童保育室の不足」「育児、子どもの教育」「家事」となっています。



## (6) 生活の中で優先したいこと、優先していること

### ○市民意識調査より

生活の中で優先したいことは、男女ともに、「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしたい、と回答した人が最も多くなっています。しかし、生活の中で優先していることは異なっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※））に課題が見られます。



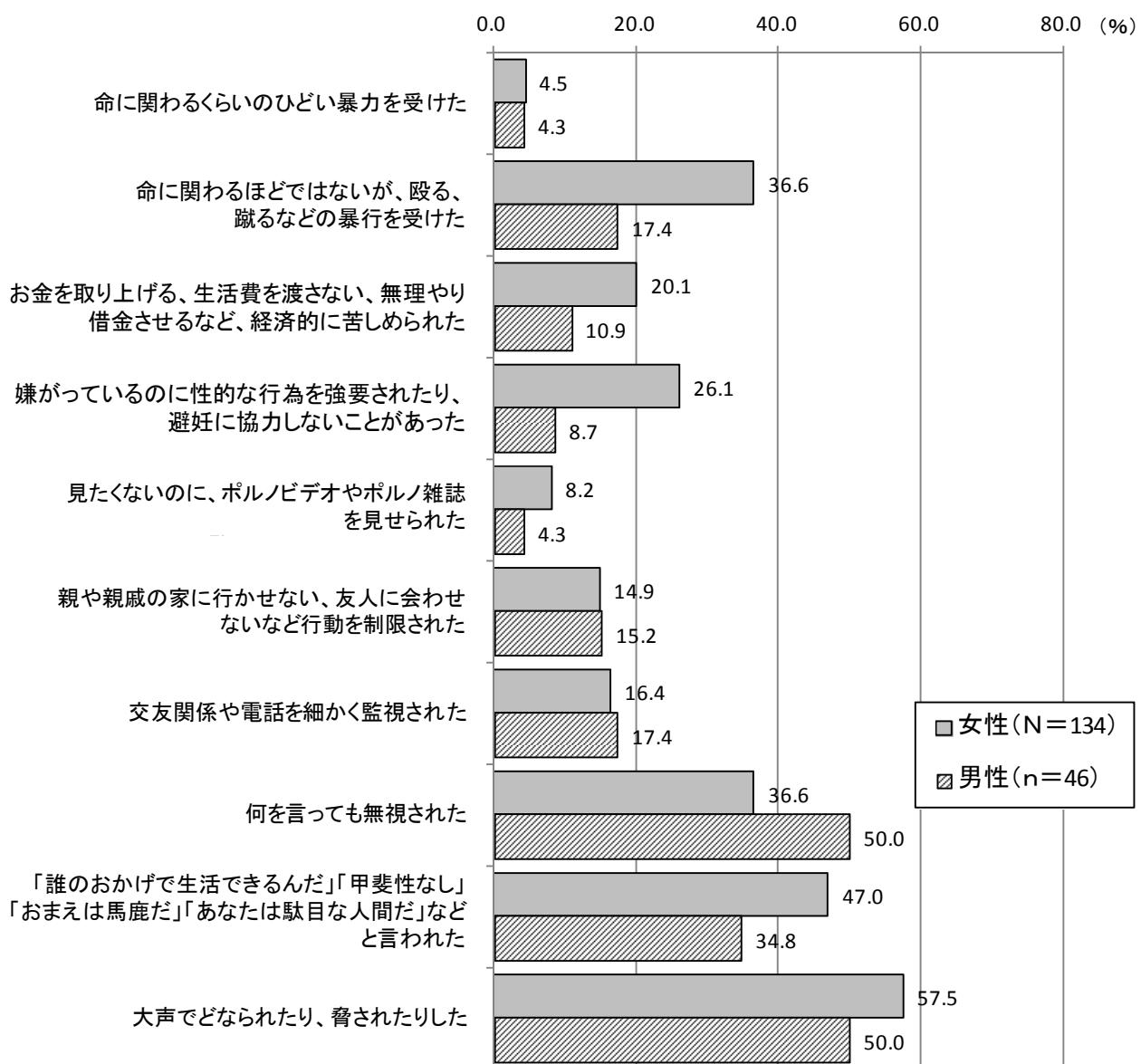
(※) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女が共に、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のこと。

## (7) 配偶者やパートナーからの暴力の内容

### ○市民意識調査より

受けた経験のあるドメスティック・バイオレンスの内訳は、女性では「大声でどなられたり、脅されたりした」が 57.5%、「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」「お前は馬鹿だ」「あなたは駄目な人間だ」などと言われた、が 47.0%となっています。男性では「何を言っても無視された」、「大声でどなられたり、脅されたりした」が同率の 50.0%となっています。



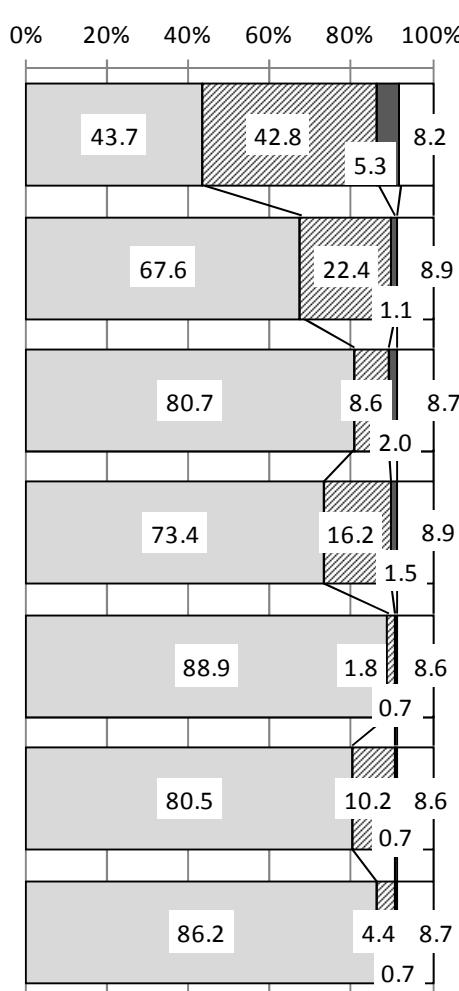
※何らかのDVを受けた経験があった（「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した人の被害内容の内訳。

## (8) デートDVの認識の有無

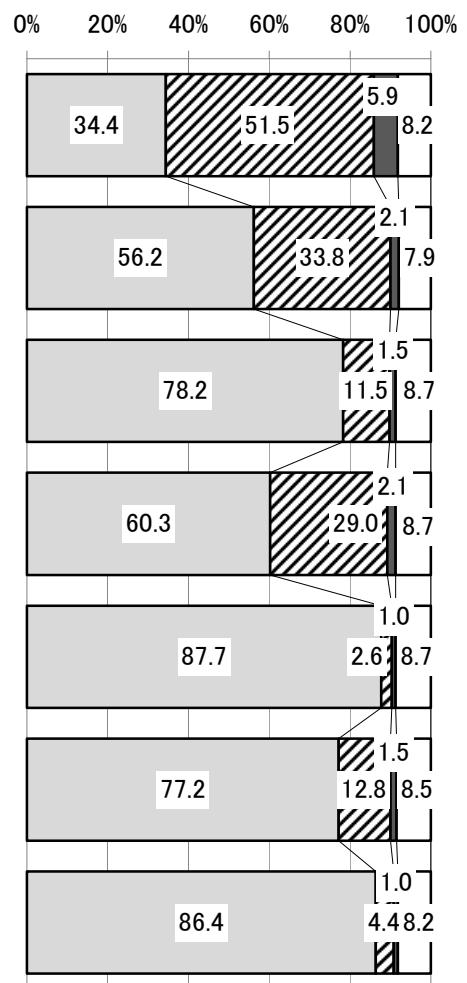
### ○市民意識調査より

デートDVの認識については、男女ともに「どんな場合でもおかしいと思う」はほとんどの項目で6割以上を占めています。「相手がどこで何をしているのか気になり、いつもメールや携帯電話で確かめる」を「どんな場合でもおかしいと思う」とする人は、男女ともに他の項目に比べて少なくなっています。

《女性(N=549)》



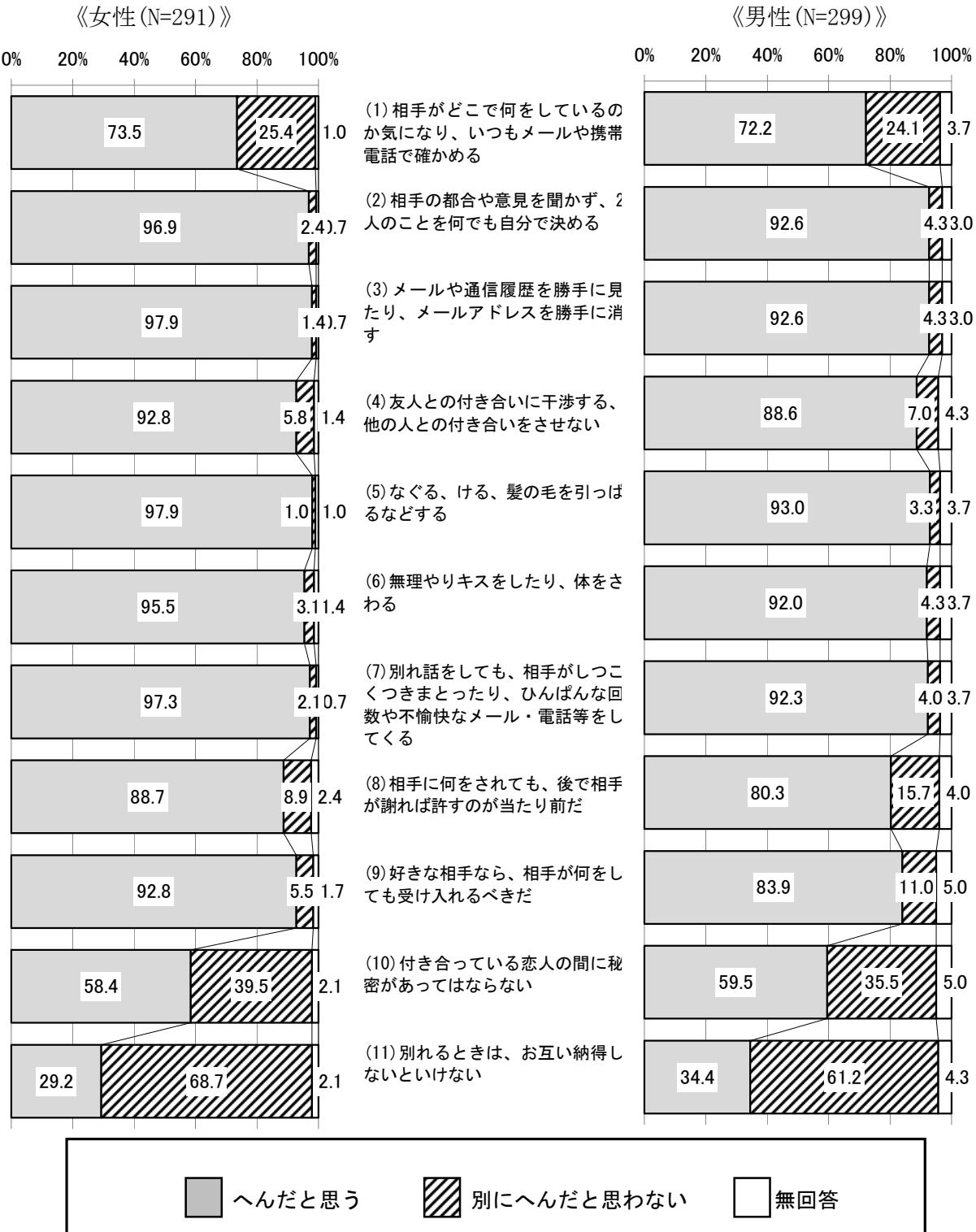
《男性(N=390)》



- どんな場合でもおかしいと思う
- ▨ 案によってはおかしいと思う
- おかしいとは思わない
- 無回答

## ○中学生アンケートより

デートDVの認識については、男女での大差は見られませんが、「別れる時は、お互いが納得しないといけない」「付き合っている恋人に秘密があつてはならない」では、女性の方が男性よりも「へんだと思わない」が多くなっており、それ以外の項目では、女性の方が「へんだと思う」が多くなっています。



## (9) 今後、市で力を入れるのがよいと思う施策

### ○市民意識調査より

今後、市で力を入れるのがよいと思う施策は、男女ともに「託児・保育などの施設や制度を整え、男性も女性も安心して働くようにする」「高齢者や障がい者に対する介護制度や施設を充実する」と回答した人が多くなっており、安心して働くための施策が求められています。

